

深川市農業委員会総会議事録
(第 4 回)

平成29年7月20日

開 会 9 時 3 7 分

閉 会 1 0 時 5 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第4回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年7月20日(木) 9時37分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 藤原 政行委員 外26名
- 4 説明員
(1) 市長部局 山下市長・伊藤経済・地域振興部長・山根農政課長・香川農政課主幹・塚田農政課長補佐・伊藤農政係長・西川農産係長
(2) 農業委員会事務局 矢櫃局長・宮谷主幹・下村主任・河崎主任・田所主事・大西調査員
- 5 書記 大西調査員

山根農政課長

開会宣言(9時37分)

ただいまから、深川市農業委員会総会を開会します。

はじめに、6年以上農業委員会委員として市の農業振興にご尽力をいただき、このたび、任期満了により退任されました方へ、山下市長より感謝状を贈呈いたします。お名前をお呼びしますので、その場でご起立願います。

(山下市長から、荒井光雄氏、堀井 修氏、糸 正幸氏、伊東光男氏、中村二仁氏に感謝状を贈呈)

山根農政課長

本日、ご都合により欠席されました曾我部好美様、坂井実様、林宏明様につきましては、後日、感謝状をお届けさせていただきます。

それでは、退任されました委員を代表して、伊東光男様よりご挨拶をいただきます。

伊東光男氏

皆さん、おはようございます。農業委員を退任するに当たりまして、代表いたしまして一言申し上げたいと思います。

今程は、山下市長から感謝状をいただきまして大変身に余る光栄、大変ありがたく思っております。それぞれ今日は2期から6期の方が対象ということで、農業委員になって感ずることを少々お話ししたいと思います。私も平成17年から4期12年やらせていただきました。その間、平成21年でしたか、標準小作料から参考賃借料に変わりまして、その時から減額勧告ができなくなりました。しばらく賃借料も変わっておりませんでしたけれども、平成26年に参考賃借料を一律10%カットしたときは大変苦労いたしました。また、平成28年4月に農業委員会制度が改正となり、公選から市町村長が任命することとなり、さらには、毎年行っておりました建議がなくなりました。北海道は農地売買が非常にうまく行っておりましたけれども、全国47都道府県が一律法改正ということで苦労しましたけれども、決まった以上はその制度に沿ってやらなければいけないということで取り組みました。そのほか農業委員会では業務研修ですとか視察、懇親会がありますけれども、それぞれ40代から60代まで年代に幅はありましたけれども語り合い、懇親を深められたことは大変喜ばしいことであります。それと農業委員事務局も山本事務局長は長かったですけれども、その後、高瀬局長、荒井局長、そして矢櫃局長と代われ、事務局の皆さんには大変お世話になりました。今まで1カ月のスケジュールが半分以上埋まっておりましたけれども、明日からは真っ白でございます。明日からは一農業者として、そして一市民として健康に暮らしていければと思っています。簡単で意を尽くしませんけれども、一言お礼を申し上げ挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

山根農政課長

ありがとうございました。続きまして、山下市長よりご挨拶を申し上げます。

山下市長

皆さん、おはようございます。そして早朝よりお集まりをいただき誠にありがとうございます。今日は農業委員会の初日ということでございまして、まずは今回退任されます7名の農業委員の皆様、本当に長年にわたり農業委員会の委員としてご活躍いただき、深川の農業の振興

に大いに寄与していただきまして、市長として深く感謝を申し上げる次第でございます。また、伊東会長におかれましては通常の農業委員会の会長としての仕事に加えて、市議会が開かれましてたびに当局者側の一員ということで議場に詰めていただきまして、本当にお世話さまでございました。厚く感謝申し上げたいと思います。退任される7名の農業委員の皆さんはそのお立場を離れるわけですが、この先も色々なお立場で深川市政の振興と発展のために、ご指導ご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。どうぞお元気で頑張ってくださいますように。そして冒頭27人の農業委員の皆様方に辞令を差し上げました。先程来お話がありますように農業委員会等に関する法律が大きく変更になりまして、選任の方法が大きく変わり、議会の同意を経た上での市長任命となりましたので、任命する旨の辞令を27人の皆様方にお渡しをしたところでございます。今日から晴れて皆様方は歴史と伝統ある深川市農業委員会の委員に就任されたわけでございます。どうか一つ農業委員というお立場で深川市の発展のために農業の振興のために全力で頑張ってくださいとありがたいと思います。農業委員会の役割の重要性については、よくわかっていらっしゃる皆様方ばかりですので、私からは繰り返す必要は更々ないと思いますが、しかし、農業を基幹産業とする農業都市深川におきましても、農業委員会の役割は益々大事になってきております。毎年毎年大量に出る権利移動、利用調整のニーズに対してそれに的確に答えていく、その大きな役割を通じて農業委員会は、個々の農業経営の強化、農業生産力の向上、そして耕作放棄地を発生させない、そういったことを通じて深川の優良農地をしっかりとこの先も保全していく大きな役割を担っております。さらに言えば、この先の農業展開、どのような展開になるかわかりませんが、一つ見えてきたことは担い手がこの先もしっかり確保していけるかどうか、農業のやり手をしっかりとこの深川の土地に引き留めておけるか、また、よそから呼んで来れるか、ここらあたりも農業委員会の仕事として大きなウエートを占めてくるように感じられます、色んな意味で大きな課題を背負った農業委員会の、この先3年間の任務が始まるわけでございます。引き続き務められる方もいらっしゃいますけれども27名の農業委員の皆様方には、深川の浮沈がかかった農業振興上の大きな役割について、全力でご尽力を賜りますように心から期待を申し上げまして、簡単でございますけれどもご挨拶にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

山根農政課長

ここで退任委員の皆様が退席されますので、拍手でお送り願います。
(退任委員が退席)

山根農政課長
矢櫃局長

続きまして、農業委員会委員の紹介を矢櫃局長が行います。
ご紹介を申し上げますので、お名前を呼ばれました委員はその場でご起立をお願いし、その後着席を願います。

(仮議席番号順に紹介)

山根農政課長

以上27名、深川市農業委員会委員の紹介を終わります。
続きまして、本日出席しております市長部局職員をご紹介します。

(経済・地域振興部長、農政課職員を紹介)

山根農政課長
矢櫃局長

次に、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。
私から農業委員会事務局職員の紹介をいたします。
(事務局職員を紹介)

山根農政課長

続きまして、臨時議長の選出を行います。
深川市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、星野委員を臨時議長に選出することになります。それでは、星野委員よろしく願いいたします。

(星野臨時議長 議長席へ移動)

星野臨時議長

ただいま指名をいただきました星野と申します。会議規則により私が臨時議長を行うことに

	<p>なりましたので、会長が決まりますまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。</p>
矢櫃局長	<p>ここで臨時議長が決まりましたので、以後の進行につきましては農業委員会で執り行いま す。なお、ここで山下市長及び市長部局職員は退席されます。</p> <p>(山下市長及び市長部局職員退席)</p>
矢櫃局長	<p>事務局職員は席を移動してください。</p> <p>(事務局職員 席を移動)</p>
星野臨時議長	<p>それでは、日程第1 仮議席の決定を行います。仮議席は、ただいま着席の席を議席として 決定します。</p>
星野臨時議長	<p>日程第2 会長の互選について並びに日程第3 会長職務代理者の互選について、関連がご ざいますので一括提案といたします。</p> <p>どのような方法で互選をしたら良いか、お諮りいたします。</p> <p>(藤原委員 挙手)</p>
星野臨時議長 藤原委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>星野臨時議長より各委員が営農されている市内の地区などにご配慮いただきながら5名の 委員を指名していただき、その5名の委員を選考委員とし、会長及び会長職務代理者の選考を していただいておりますか。</p>
星野臨時議長	<p>ただいま会長及び会長職務代理者の互選方法としての提案がありましたので、私が5名の委 員を指名し、その5名の委員を選考委員として会長及び会長職務代理者の選考をするとい うことで、異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
星野臨時議長	<p>異議なしということで採用いたします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(10:05休憩)</p> <p>(10:06再開)</p>
星野臨時議長	<p>議事を再開いたします。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者を選考する選考委員を指名いたします。</p> <p>仮議席番号3番野上委員、6番赤澤委員、14番五十川委員、15番野中委員、22番小倉 委員以上の5名です。只今指名しました5名の選考委員は、別室を用意しておりますので、そ ちらで選考委員会を開催していただきます。なお、事務局からは事務局長が同席します。それ では暫時休憩とします。</p> <p>(10:07休憩)</p> <p>(10:09再開)</p>
星野臨時議長	<p>それでは議事を再開いたします。</p> <p>選考委員長より報告をお願いいたします。</p>
五十川委員	<p>選考委員の五十川です。結果を報告いたします。</p> <p>選考委員会を開催し、まず、選考委員長の選任が議題となり、私、五十川がその任にあたる ことになりました。次に、会長及び会長職務代理者の選任について議題とし、慎重審議の結果 を発表させていただきますので、ご承認をいただきたくお願いを申し上げます。</p> <p>会長には菊入等委員、会長職務代理者には岡田徹委員をお願いしたいと存じます。よろしく お願いします。以上です。</p>
星野臨時議長	<p>ただいま選考委員長より報告がありましたとおり、会長には菊入委員、会長職務代理者には 岡田委員を選任することで異議ございませんか。</p>

星野臨時議長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは全員のご賛同を得ましたので、会長には菊入委員、会長職務代理者には岡田委員と決定いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会長が決定いたしましたので、深川市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により議長を菊入会長と交代をいたします。私、不慣れな議長ではありましたが皆様のご協力のもと、スムーズに議事を進めることができましたこと本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。</p>
矢櫃局長	<p>星野委員大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、新しくなられました会長の菊入委員、会長職務代理者の岡田委員には議長の横の席にご移動をお願いいたします。</p>
矢櫃局長	<p>それでは、菊入会長より就任に当たってのご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
菊入会長	<p>就任に当たりまして一言挨拶を申し上げます。先程、深川市長並びに前伊東会長からお話がありましたとおり、新しい農業委員会等に関する法律によりまして、今までと違う選出方法で私たち27名、本日辞令を受けることになりました。私、会長を引き受けましたので、これから皆さんとともに、関係各局また農業委員会事務局の皆さんとともに法律に則りまして、公正公平に業務を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
矢櫃局長	<p>今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、岡田会長職務代理者より、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
岡田会長職務代理者	<p>このたび会長職務代理者に就任いたします岡田と申します。浅学非才ではありますが会長の足元を引っ張らないよう、また、皆さんと農業委員会を引っ張っていけるよう頑張っていきたいと思いますので、皆さんのご指導とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
矢櫃局長	<p>今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>これからの議事進行につきましては、深川市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が議長となり進行いたします。それでは菊入会長よろしくお願いいたします。</p>
菊入会長	<p>それでは会議を続行いたします。</p> <p>日程第4 議席の決定を議題とします。議席の決定は抽選により行います。</p> <p>これから事務局職員が抽選棒を持って回りますので、仮議席番号1番から順次、お引き願います。</p>
菊入会長 矢櫃局長 菊入会長	<p>(仮議席番号順に順次抽選)</p> <p>抽選が終わりましたので、議席の順番を事務局から発表いたします。</p> <p>～議席番号発表(議席については、総会出席者名簿のとおり)～</p> <p>それでは、事務局から発表があったとおり議席を決定します。</p> <p>各委員は、それぞれの議席番号に名札と配付済資料も併せて、ご移動をお願いします。</p>
	<p>(決定した議席へ移動)</p>
菊入会長	<p>それでは議事を進めます、日程第5 議事録署名委員の指名を議題とします。</p> <p>1番藤原委員、2番山田委員を指名します。</p>
菊入会長 宮谷主幹	<p>続いて、日程第6 委員担当区域の指定を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業委員会法第17条第6項において、第1項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第6条第2項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならないと規定されておりますので、別紙のとおり委員と区域の指定をするもので</p>

菊入会長	<p>す。説明は以上です。</p> <p>事務局より説明がありましたとおり、委員担当区域の指定について異議ございませんか。 （「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは説明のとおり決定いたします。</p> <p>各委員におかれましては担当区域の農地について、利用の最適化にご尽力願います。</p>
菊入会長 宮谷主幹	<p>続いて、日程第7 特別委員会委員の選任を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>特別委員会委員の選任につきましては、深川市農業委員会会議規則第10条第2項において、特別委員会の委員は総会において選出し、その定数は会長が総会に諮って定めると規定されておりますので、本年度は別紙のとおり選任させていただきたいと思っております。なお、委員長の互選等につきましては、総会終了後に各委員会において決定させていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたとおり、特別委員会委員の選任について異議ございませんか。 （「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは説明のとおり決定いたします。</p> <p>総会終了後に各特別委員会を開催し、委員長並びに委員長代理の互選を行なってください。</p>
菊入会長 矢櫃局長	<p>続いて、日程第8 諸般報告、農業委員会業務報告を事務局長より報告します。</p> <p>それでは私から、6月27日の総会以降本日までの主な業務について、ご報告申し上げます。</p> <p>6月27日、第3回農業委員会総会をこの場で開催しており、総会終了後、農業委員連絡会総会を開催しております。同日、「出会い創出事業」実施団体情報交換会が市役所デ・アイにて開催され、私と田所主事が出席しております。29日、第38回北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催され、伊東会長が出席しております。翌30日、北海道農業会議第83回通常総会が札幌市で開催され、伊東会長が出席しております。同日、スローフードフェスタ第1回実行委員会がきたそらち農協営農センターにて開催され、私が出席しております。7月に入りまして5日、拓殖大学北海道短期大学主催によります北空知農業振興談話会が開催され、私が出席しております。6日、第1回市議会臨時会が議場にて開会され、林職務代理者が出席しております。7日、深川市農村青年部主催によります元気が出る有志の集いが、きたそらち農協本所で開催され、伊東会長と私が出席しております。11日、深川市農業者年金受給者の会役員会が開催され、事務局として私が出席しております。12日、今回深川市農業委員会委員になられました11名を対象に、業務研修会をデ・アイ研修室にて開催し、伊東会長及び事務局職員が出席しております。14日から15日の日程で北海道農業協同組合中央会と北海道農業会議が共催する農業者年金業務担当者地区別研修会が札幌市で開催され、大西調査員が参加しております。18日、スローフードフェスタ第2回実行委員会が開催され、伊東会長と私が出席しております。本日20日、本総会開会前に深川市農業委員会委員辞令交付式が、この場で執り行われたところでございます。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長 田所主事	<p>それでは続いて、日程第9 報告に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。</p> <p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>今月は2件です。番号1番は貸主が売買するための解約、2番は貸主が転用のための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期についてはどちらも29年7月3日で、解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりでございます。説明は以上です。</p>

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございますか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	次に、報告第2号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
田所主事	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。 今月は8件で、すべて売買に係るあっせん申し出です。このうち番号5番から8番までが公社への売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は番号1番から4番までが29年7月3日、番号5番から8番までが7月6日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりとおりでございます。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございますか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは、なしということで報告第2号を承認いたします。
河崎主任	次に、報告第3号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。 平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。 今月は3件で、1番と3番が旧法分、2番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりとなっております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質問等はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは、なしということで報告第3号を承認いたします。
菊入会長	続いて、日程第10議案に入ります。
下村主任	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います 記載の方より、農地法第3条の規定による農地の権利設定にかかる許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。 今月は1件で申請地及び申請人氏名、理由、借人経営概況等につきましては記載のとおりでございます。番号1番は貸人の離れ地を貸し付けて経営の合理化を図るため、農地所有適格法人以外の法人に賃貸するもので期間は5年間でございます。なお、農地所有適格法人以外の法人の申請を許可しようとする場合には同条第4項の規定により、市長へ通知するものとされており、7月11日付で申請を受理した後、同日市長に通知し問題ない旨の返答をいただいております。以上の申請につきまして地元の委員の意見をお伺いしておりますが、周辺農地への影響がないとご報告いただいております、農地法第3条第3項に該当するため許可要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	質疑なしということで、議案第1号を採決します。 本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	異議なしと認め、よって議案第1号は 原案のとおり可決されました。
河崎主任	続いて議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議の要請について、事務局より説明願います。 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申

菊入会長	<p>出があったもののうち、同法第16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件で買入協議が必要な理由は、買受希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この4件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。</p> <p>買入協議に係る農用地、あっせん申出者氏名、申出年月日につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>質疑なしということで、議案第2号を採決します。</p> <p>本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>異議なしと認め、よって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、事務局より説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は5件ですべて売買の案件でございます。番号1番と2番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は共にL資金です。3番は出し手の残地を処分するもので資金対応は自己資金です。4番は農地の相続を受けた出し手が耕作不能のため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。こちらの農地は非農用地利活用促進事業を活用し、畑を田に整備する予定となっております。5番は貸付地をそのまま売買するとともに残地も併せて処分するもので資金対応は自己資金です。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>質疑なしということで、議案第3号を採決します。</p> <p>本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>異議なしと認め、よって議案第3号は 原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
宮谷主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転等の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件でございます。許可申請地、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、借里人が事業内容の見直し、事業拡大を図るため牛舎及び関連設備を建設するもので、貸し人がこれに賛同したものです。番号2番は、借里人が新規事業を行う新会社を設立し、既存会社と協働で事業を行うため既存会社が牛舎等を整備する隣接地に牛舎及び関連設備を建設するもので、貸し人がこれに賛同したものです。番号3番は、借里人が事業内容の見直し、事業拡大をはかるため牛舎及び関連設備を建設するもので、貸し人がこれに賛同したものです。番号1番から3番は農振農用地区域内にありますが、用途区分変更手続き中で、農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。番号4番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、都市計画法第8条第1項第1号に規</p>

菊入会長	定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。 説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	質疑なしということで、議案第4号を採決します。 本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	異議なしと認め、よって議案第4号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程はすべて終了しましたので農業委員会総会を終了します。 次に、深川市農業委員協議会に入ります。 (総会終了 10時58分)